



ユニバーサルデザインによるまちづくり

さりげなく、だれにでもやさしいまちを目指して

共同研究報告書

「ユニバーサルデザインによるまちづくり」チーム

2002年（平成14年）2月

財団法人 大阪府市町村振興協会

おおさか市町村職員研修研究センター

ユニバーサルデザインによるまちづくり共同研究報告書

目 次

I	研究活動を始めるにあたって	
1.	研究メンバー	1
2.	研究テーマについて	1
3.	研究会の経過	2
4.	研究活動の方向	3
II	バリアフリーとユニバーサルデザインの整理	
1.	バリアフリーとは	4
2.	バリアフリーの変遷	4
①	国際連合のバリアフリーへの取り組み	5
②	日本におけるバリアフリーへの取り組み	6
③	バリアフリーに向けての4つの障壁	6
④	バリアフリーに係る施策	7
a	物理的な障壁の除去に係る施策	7
b	制度的な障壁の除去に係る施策	8
c	文化・情報面の障壁に係る施策	8
d	意識上の障壁の除去に係る施策	8
⑤	バリアフリーの制度	8
a	福祉のまちづくり	8
b	大阪府福祉のまちづくり条例	8
3.	ユニバーサルデザイン理念の登場	9
①	ユニバーサルデザインの登場	9
②	メイスの提唱したユニバーサルデザインと共用品の考え方	10
③	ユニバーサルデザインの現在のとらえられ方	11
④	自治体におけるユニバーサルデザインの取り組み	12
4.	ユニバーサルデザインによるまちづくりに向けて	13
①	研究会でとらえる「ユニバーサルデザイン」	13
②	研究テーマの設定	15
III.	4つの切り口からみたユニバーサルなまちづくりの現状と考察	
1.	公共空間：歩道・公園におけるユニバーサルデザイン	16
①	研究の概要	16
a	目的	16
b	研究の経過	16
ア	研究対象の設定	17

イ 事例調査、研究.....	18
ウ 「歩道・公園」のユニバーサルデザインの適用.....	20
②ユニバーサルデザインを取り入れた設計手法の提案	22
a 歩道上に高低差がある場合	22
b 歩道を車が横断する場合	24
c 公園広場アプローチ	26
d 点状ブロック代替品「ユニバーサルデザインブロック」の提案 ..	28
③公共空間（歩道・公園）のユニバーサルデザインの考察	29
2. 公共施設：庁舎建築におけるユニバーサルデザイン	33
①目的	33
②調査方法	33
③調査結果	34
a アプローチ	34
b 屋外誘導ブロック	36
c 屋外スロープ	37
d 正面階段	39
e 屋外サイン	40
f 身体障害者用駐車場	41
g 外部その他	42
h 出入口	43
i 内部誘導ブロック	43
j 内部サイン	45
k 内部その他	46
④考察	47
⑤改善策の検討	49
a アプローチ	49
b 屋外誘導ブロック	49
c スロープ	50
d 階段	50
e 屋外サイン	51
f 身体障害者用駐車場	51
g 出入り口・サイン	51
h その他	51
⑥ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎のモデル化	52
a 庁舎の配置	52
b 庁舎の配置と屋外各項目の関係	53

c モデル化へのタイプ選出	54
⑦まとめ	56
3. サイン：サイン計画におけるユニバーサルデザイン	57
①目的	57
②経過、方法	57
③結果	58
a 記名サイン	58
ア 自立型の記名サイン	58
イ 吊下型の記名サイン	59
ウ 突出型の記名サイン	59
エ 壁付型の記名サイン	59
b 誘導サイン	60
ア 自立型の誘導サイン	60
イ 吊下型の誘導サイン	61
ウ 壁付型の誘導サイン	61
c 案内サイン	62
ア 自立型の案内サイン	62
イ 壁付型の案内サイン	63
d その他	63
④考察	64
⑤まとめ	65
a サイン計画におけるユニバーサルデザインの要素	65
b サイン計画から見たユニバーサルデザインのまちづくり	66
4. 情報：大阪府内市町村の広報紙からみたユニバーサルデザイン	67
①目的	67
②行政情報の受発信の現状と課題	67
③情報媒体とその役割	68
a 情報媒体の種類と特性（双方向性など）	68
b 広報紙に関する現状	70
④アンケート調査からみた広報紙づくりへの考察	76
⑤ユニバーサルデザインを意識した広報紙づくりへの提言	78
IV ユニバーサルデザインによるまちづくりに向けて：	
ユニバーサルな未来社会への提言	
1. ユニバーサルデザインによるまちづくりの	
4つの切り口から見えてくるもの	79

2. ユニバーサルデザインによるまちづくりに必要なもの	81
①ハード整備に欠けていた視点	81
②住民参画のまちづくりの推進	83
③「情報」の共有	86
④「情報」のあり方の再考	88
V おわりにあたって	89
指導助言を終えて	91

～資料編～

参考図書	資料 1
参考資料 1	資料 2
参考資料 2	資料 4
参考資料 3	資料 7
参考資料 4	資料 8
参考資料 5	資料 9
参考資料 6	資料 10
参考資料 7	資料 11

なお、本文中に使用している自治体名のうち、大阪府内市町村名については、
標記をA自治体、B自治体という表記に統一しています。

～視察報告編～

1. 山口県きらら博覧会・福岡県アクロス福岡編	報告編 1
2. 秋田県鷹巣町編	報告編 8
3. 東京都文京区役所・東京都営地下鉄 大江戸線編	報告編 21
4. 神奈川県横浜市・東京都世田谷区編	報告編 29

第1章 研究活動を始めるにあたって

1. 研究メンバー

マッセOSAKAから「ユニバーサルデザインによるまちづくり」というテーマで募集した共同研究に、10市から11人の職員が応募し、研究活動を進めることになった。

この研究会では指導助言を摂南大学工学部田中直人教授にお願いし、さらに、共同研究の新たな仕組みとして、田中教授のほか若手研究者3人をお迎えし、研究活動をサポートしていただくことになった。

メンバーは次のとおりである。

研 究 員	上西	正行	池田市都市整備部建築課
	比留間	浩之	八尾市建築部建築指導課
	吉岡	秀周	八尾市建築部建築総務室
	河合	英樹	豊中市建築都市部建築課
	名倉	基博	堺市建設局土木部道路課
	野口	裕嗣	吹田市都市整備部都市整備室
	高尾	享	門真市市民生活部人権政策室
	堀江	優作	大東市都市整備部建築課
	花田	陽	岸和田市建設部建築住宅課
	藤田	哲也	泉大津市都市整備部都市計画課
	朴井	晃	財団法人大阪府市町村振興協会研究課
指導助言者	田中	直人	摂南大学工学部教授
助言者助手	老田	智美	(株)NATS 環境デザインネットワーク
補 助	佐々木	浩美	摂南大学生
	松井	昭博	摂南大学院生

上記参加者のうち、事務系セクションの職員が2人、技術系セクションの職員が9人であり、ハード整備担当者の参加が目立った。また、田中教授と若手研究者3人も全て技術系の学部（工学部）である。これまでのマッセOSAKAの研究事業で技術系メンバーを中心としたものはなかった。

2. 研究テーマについて

マッセOSAKAから与えられた研究テーマは以下のとおりである。

高齢者、障害者、幼児などの区分なく誰でも利用できることを目指したデザイン（ユニバーサルデザイン）が商品だけでなく、マンションや商業施設にも広がろうとしています。このユニバーサルデザインという考え方を活かし、生活の様々なステージで誰もがいきいきと活動できるようなまちづくりについて調査・研究をします。

この問題提起からもわかるように、「ユニバーサルデザイン」とは、製品や

建物を中心とした「ものづくり」的なイメージが先行しており、自治体にとってもハードづくりを中心とした概念でとらえられている側面が強いため、今回の共同研究にもハード系セクションの職員が多く参加したと思われる。

また、研究会に先立って行われた共同研究事前説明会でそれぞれの問題意識について初めて意見交換した際にも、ハード面における視点からの考察に興味が集めたことにも同様の傾向が表れている。

3. 研究会の経過

このような問題提起のもと、研究会は次のように月2回を基本に実施された。

月 日	研 究 内 容	
5月31日	基調講義：「ユニバーサルデザインのまちづくり」（田中直人さん）	
6月12日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
6月22日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
7月13日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
7月26日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
8月 8日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
8月31日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
9月11日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
9月19日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
9月20～ 21日	視察：山口県きらら博覧会 福岡県アクロス福岡	報告編P1～ P7参照
10月12日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
10月23日	静岡県ユニバーサルデザイン室 横田恭子さんを迎えて～意見交換	
11月 7～ 8日	視察：東京都文京区役所 東京都営地下鉄・営団地下鉄駅	報告編P8～ P20参照
11月 8～ 9日	視察：秋田県鷹巣町まちづくり政策課	報告編P21～ P28参照
11月15日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
11月19～ 20日	視察：神奈川県横浜市南部建設課 神奈川県横浜市福祉のまちづくり課 東京都世田谷区都市環境課 東京都臨海副都心お台場周辺	報告編 P29～ P35参照
11月26日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
12月11日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
12月20日	研究活動（マッセOSAKAにて）	
1月21日	研究活動（マッセOSAKAにて）	

4. 研究活動の方向

実際の研究活動を始めるにあたって、まず、指導助言者による問題提起のための基調講義で、ユニバーサルデザインの発想に対する疑問が投げかけられた。

「ユニバーサルデザインのまちづくり」には、従来の「福祉のまちづくり」という意味もあるが、福祉のまちづくりというものを、いわゆる障害者対策あるいは高齢者対策ということで終わらせてはいけないと思っている。

このように福祉の視点から講義が始まったことは非常に印象深いことであった。当然、ハード系の話題から入るものであると思っていたためである。

その他、様々な事例紹介などを含めたお話により、メンバーが持っていたイメージが大きく広がった。

そして、その中から当研究会での「ユニバーサルデザインによるまちづくり」の概念が少しずつ固まることになる。

当研究会では、自治体のこれまでの取り組みを、

美しいまちづくりや魅力的なまちづくりなどの取り組みは、大きな意味でユニバーサルデザインである。

と位置づけ、調査研究を進めることとなったが、第Ⅱ章以下で順次考察する。

第Ⅱ章 バリアフリーとユニバーサルデザインの整理

ユニバーサルデザインを検討する上で、これまで自治体が行ってきたバリアフリーとの関係を整理する必要がある。

この章では、バリアフリーとユニバーサルデザインについて、その歴史的な変遷やこれまでのとらえ方を整理した上で、当研究会のテーマである「ユニバーサルデザインによるまちづくり」のとらえ方や課題整理を行う。

1. バリアフリーとは

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

（2000年版「障害者白書」から）

英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な）」を組み合わせた言葉で、障壁となるものから自由になり、生活しやすくすることを意味する。

国連障害者生活環境専門家会議が、「バリアフリーデザイン（Barrier Free Design）」という報告書を取りまとめたことから建築用語として誕生した。しかし、建物内の段差解消など物理的な障壁の除去という意味に留まらず、最近では広い意味で使われるようになっていく。

高齢者や障害者にとって障壁のない社会は、すべての人にとっても住みよい社会にほかならない。そうしたバリアフリー社会を実現するためには、障害のある人や介護を要する高齢者等を特別視することなく、家庭や地域、職場において共に生活し行動する仲間としてとらえるノーマライゼーション理念の定着が求められる。

ノーマライゼーションとは、北欧から広がった理念で、障害者、高齢者など、社会生活上の困難を負った人を特別扱いすることなく、その人たちがごく当然のニーズを持った一人の人間として、地域で「あたり前（ノーマル）」に暮らすことができるようにしようとする考え方である。

2. バリアフリーの変遷

バリアフリーの考え方はもともと、アメリカの人種差別撤廃から始まった公民権運動などの権利獲得運動の流れの中、1961年、全米建築基準協会が「身体障害者にアクセスしやすく使用しやすい建築施設整備に関するアメリカ基準仕様書」を定めたところにさかのぼる。そして、1968年にアメリカで制定された「建築障壁除去法」が、法律として最初にバリアフリーの考え方を定め

たものになる。以下にその後の国際的な流れと日本での取り組みを紹介する。

①国際連合のバリアフリーへの取り組み

- ・ 1972年（昭和47年）

臨時機関連絡会議が、障害のある人の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁を除去するための行動が必要であると提言する。

- ・ 1974年（昭和49年）

国連障害者生活環境専門家会議が、「バリアフリーデザイン」という報告書を取りまとめる。
(バリアフリーデザインという言葉が定着することになる。)

- ・ 1975年（昭和50年）

「障害者の権利宣言」を決議する。

- ・ 1976年（昭和51年）

社会的障壁に関する専門家会議が、障害のない人による障害のある人に対する制度的障壁や意識上の障壁があることを指摘する。

- ・ 1981年（昭和56年）

「国際障害者年」テーマ：完全参加と平等
「健全者中心の社会は弱くて脆い社会」と規定する。

- ・ 1982年（昭和57年）

「国連障害者の10年」の目標として、「障害者に関する世界行動計画」が定められる。
物理的、社会的障壁の除去、機会均等化が盛り込まれる。

- ・ 1983年（昭和58年）～1992年（平成4年）

「国連障害者の10年」

- ・ 1991年（平成3年）

「高齢者のための国連原則」が採択される。
高齢者のケアに加え、高齢者の自立、社会参加、あるいは自己実現についてもその重要性が提起される。

- ・ 1993年（平成5年）～2002年（平成14年）

「アジア太平洋障害者の10年」

- ・ 1993年（平成5年）

第48回国連総会において採択された「国連障害者の機会均等化に関する標準規則」において、「障害のある人々が権利と自由を行使することを妨げる障壁」があることを指摘する。

- ・ 1999年（平成11年）

「国際高齢者年」テーマ：すべての世代のための社会をめざして

（2000年版「障害者白書」参照）

②日本におけるバリアフリーへの取り組み

- ・ 1973年（昭和48年）

身体障害者モデル都市事業が制定される。

- ・ 1993年（平成5年）

「障害者対策に関する新長期計画」が策定される。

バリアフリー社会の構築を目指すことが明記される。

- ・ 1993年（平成5年）

「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」が制定される。

- ・ 1995年（平成7年）

「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」が示される。

- ・ 1997年（平成9年）

「高齢社会対応型製品が円滑に提供されるために必要な環境整備に関するガイドライン」が策定される。

- ・ 2000年（平成12年）

内閣に「バリアフリーに関する関係閣僚会議」が設置される。

「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が制定される。

（2000年版「障害者白書」参照）

③バリアフリーに向けての4つの障壁

政府は、1993年（平成5年）「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりを目指して－」を策定し、障害のある人を取り巻く4つの障壁（以下、図1～4に示す。）を指摘し、これらを除去し、バリアフリー社会を実現することを目標として掲げた。

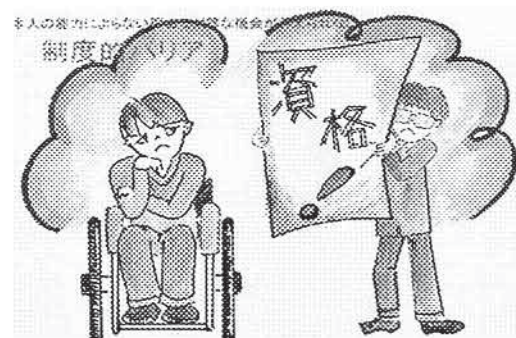


（1）物理的バリア

歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁（左）

(2) 制度的バリア

障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁（右）

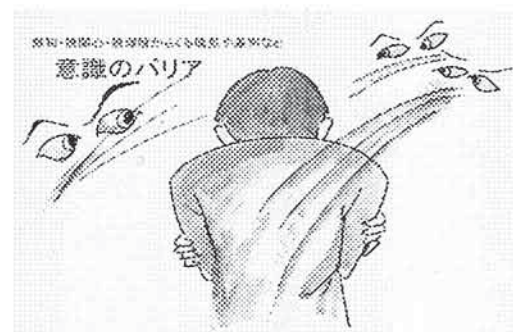


(3) 文化・情報面のバリア

音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁（左）

(4) 意識のバリア

心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁（心の壁）（右）



図：澤田京子

④ バリアフリーに係る施策

わが国では、バリアフリーの実現のために多くの施策を実施している。

a 物理的な障壁の除去に係る施策

- ・ 公共施設・建築物のバリアフリー化
- ・ 交通機関・道路のバリアフリー化
- ・ 住宅のバリアフリー化
- ・ 製品・機器のバリアフリー化
- ・ まち全体のバリアフリー化

b 制度的な障壁の除去に係る施策

- ・ 障害者に係る欠格条項の見直し
1999年（平成11年）障害者施策推進本部決定
「障害者に係る欠格条項を定めた63制度について一斉の見直し」

c 文化・情報面の障壁に係る施策

- ・ 手話通訳者の養成研修
- ・ 手話奉仕員等派遣事業
- ・ 各種情報の収集・提供
- ・ 字幕番組等への助成
- ・ 情報リテラシー（コンピューターなどを利用する技術）に制約のある人が、IT（情報通信技術）を利用するための施策

d 意識上の障壁の除去に係る施策

- ・ 障害者の日（12月9日）等の集中的な広報啓発活動の実施
- ・ 学校教育におけるバリアフリーの考え方に関する教育の充実

⑤バリアフリーの制度

a 福祉のまちづくり

まちを挙げて豊かな福祉社会の実現のために基本方針を定め、それに基づいて施策を推進し、そのことによって都市施設を安全かつ容易に利用することができるように整備が図られている。また、都道府県・政令指定都市をはじめ、全国の自治体で「福祉のまちづくり」等の条例制定が進んでいる。

b 大阪府福祉のまちづくり条例

（1993年（平成5年）4月1日施行）

この条例は、前文において、「私たち一人ひとりが自立し、生きがいをもって生活し、それぞれの立場で社会に貢献することができる真に豊かな福祉社会の実現は、私たちすべての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、一人ひとりが一個の人間として尊重されることを基本に、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲や能力に応じて社会に参加できる機会が、すべての人に均等にもたらされなければならない。

このためには、障害者、高齢者等からこれらの機会を奪いがちなさまざまな障壁を取り除くことにより、すべての人が自らの意志で自由に移動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めることが、とりわけ重要である。

私たち一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いを大切にする心を育み、福祉のまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、すべての人が心豊かに暮らせる「福祉都市・大阪」の創造の一翼を担うことを府民の総意として、この条例を制定する」としている。

そして、施策の基本方針として次の4項目を掲げている。

1. すべての府民が福祉のまちづくりに積極的に協力する機運を醸成すること。
2. すべての人が自らの意志で自由に移動し、安心して生活することができる都市環境の整備を進めること。
3. 障害者、高齢者等の自由な社会参加を促すための支援を行うこと。
4. すべての府民が自立して共に暮らすことができる心の通った地域社会づくりを進めること。

さらに、府、市町村及び事業者の責務並びに府民の役割を明らかにしている。

3. ユニバーサルデザイン理念の登場

1981年に国連障害者年のテーマとして掲げられた「完全参加と平等」ということは、障害者を取り巻く環境を根本から見直すきっかけとなった。

「完全参加と平等」ということは、健常者の利便性を中心として形成されてきた社会構造を変革する必要性を提起した。このことにより、これまで信じられてきた「当たり前」が「当たり前でない」という発想が生まれた。

これらをきっかけに、近年、設計段階からすべての人々が共通して利用できるようなものや環境を構想する「ユニバーサルデザイン」という考え方が提唱されている。障害のある人々を含め誰もが使えるものや環境が作られれば、障害のある人々は特別扱いを受けずに、自然に社会に溶け込んでいくことができる。

現在、ユニバーサルデザインの考え方による製品や環境が広がりを見せている。

①ユニバーサルデザインの登場

ユニバーサルデザインの登場には、先にふれたバリアフリーの変遷が深く関わってくる。

アメリカの公民権運動の結果、1961年アメリカ基準協会がアクセス保護基準を発表した後、

- | | |
|-------|---------------------|
| 1968年 | 建築障壁除去法 |
| 1973年 | リハビリテーション法 |
| 1975年 | 障害児のための教育法 |
| 1988年 | 適正住宅供給法 |
| 1990年 | アメリカ障害者法（ADA法と略される。 |

広範囲にわたる障害者の権利保護に関する法律)

「官民のものに関しては、障害のある人は全て使えるようなものでなければいけない」と規定

というように次々と法制化されていく。

しかし、これらの規定とは裏腹に、法律の基準を守ることが目的化され、利用者の立場に立っていないものができ上がっていくことになる。

そこで、法律で縛るのではなく、「だれもが使いやすいものを追求するための概念作り」が始まった。それが、ユニバーサルデザインの概念である。

その概念作りの中心となったのが、ノースカロライナ州ユニバーサルデザインセンターのロナルド・メイスであった。

メイスが提唱したユニバーサルデザインは、

あらゆる体格、年齢、障害の有無にかかわらず、だれもが利用できる製品・環境を創造する。

というものであった。この時、強調されたものは製品であり、生活用品であった。

一方、時を同じくして、日本ではバリアフリー社会の構築を目指し、「共用品・共用サービス」という考え方が提唱され、その考え方をもとにデザインされた製品やサービスが提供された。

共用品とは、

身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス。

というものであった。

強調されたものは、メイスの提唱したユニバーサルデザインと同様、製品であり生活用品であった。

②メイスの提唱したユニバーサルデザインと共用品の考え方

具体的にどのようなものを「ユニバーサルデザイン」や「共用品」の原則として示したのかを整理する。

(ユニバーサルデザインの7原則)

原則	項目	内 容
1原則	公平な利用	どのようなグループに属する利用者にとっても有益であり、購入可能なようにデザインする。
2原則	利用における柔軟性	幅広い人たちの好みや能力に有効であるようにデザインする。
3原則	単純で直感的な利用法	理解が容易であり、利用者の経験や知識、言語力、集中の程度などに依存しないようにデザインする。
4原則	わかりやすい情報	周辺の状況あるいは利用者の感覚能力に関係なく利用者に必要な情報が効果的に伝わるようにデザインする。
5原則	間違いに対する寛大さ	危険な状態や予期あるいは意図しない操作による不都合な結果は、最小限におさえるようにデザインする。
6原則	身体的負担を少なく	能率的で快適であり、そして疲れないようにデザインする。
7原則	接近や利用のための大きさと広さ	利用者の身体の高さや、姿勢、移動能力にかかわらず、近寄ったり、手が届いたり、手作業したりすることができる適当な大きさと広さを提供する。

出典：「機械産業における共用品コンセプトの国際動向調査、E&Cプロジェクト」1999年3月より

(共用品・共用サービスの原則)

条 件	原 則 の 内 容
1	多様な人々の身体・知覚特性に対応しやすい。
2	視覚・聴覚・臭覚など複数の方法により、わかりやすくコミュニケーションできる。
3	直感的でわかりやすく、心理的負担が少なく操作・利用できる。
4	弱い力で扱える、移動・接近が楽など、身体的負担が少なく利用しやすい。
5	素材・構造・機能・手順・環境などが配慮され、安全に利用できる。

出典：「財団法人共用品推進機構」資料より

③ユニバーサルデザインの現在のとらえられ方

それでは、メイスによって提唱されたユニバーサルデザインは、現在どのようにとらえられているのであろう。

辞書によると、ユニバーサルデザインは以下のように定義されている。

ユニバーサルデザイン【universal design】 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。 1990年、アメリカのメイスによって提唱された概念。 (デイリー新語辞典：ホームページより)
--

ユニバーサルデザイン

健常者、障害者の分け隔てなく、誰もが住みやすい町、公園、使える道具、おもちゃなどが次第に広がってきている。

アメリカの建築家や、工業デザイナーが提唱した考え方である。社会にバリアがあることを前提とした「引き算のデザイン」ではなく、バリアがないように「足し算のデザイン」をはじめから考慮して、誰もが使いやすく、楽しみやすいものにするというもの。

バリアフリーは、改めて配慮するとコスト高になるので、始めから組み込んだものとしてのデザインを採用すべきだとの動きである。

(「現代用語の基礎知識」：ホームページより)

このように、メイスの提唱した「製品」に対するイメージと、デザインのイメージから「建物」としてのイメージも見られる。また、バリアフリーと明確に区別していることもわかる。

④自治体におけるユニバーサルデザインの取り組み

これまで見てきたようなユニバーサルデザインの登場と浸透は、行政機関にとっても無縁ではない。

行政機関はこれまで、バリアフリーの取り組みを進めてきた。日本中どこに行っても誘導ブロックがあり、庁舎を始め公共施設にはスロープを設置している。しかし一方で、自治体が提供するこういったサービスには、画一的で利用者の立場を考慮しない設置状況にあるなど、様々な点で批判が絶えないのも事実である。

このような背景のもと、行政サービスやまちづくりの発想を「ユニバーサルデザイン」の概念によって根本的に変えようという動きがある。

静岡県では、企画部ユニバーサルデザイン室を設置し、「ユニバーサルデザイン」という概念を県政の根幹をなすものと位置づけ、その推進を図っている。その推進の基本的な考え方をホームページの中から紹介すると、以下の通りである。

(静岡県のとらえ方)

ユニバーサルデザインとは？

今後、少子高齢化や国際化、県民の価値観の高度化、多様化がさらに進んでいく中で、障害のある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの特性や差異を越えて、すべての人が暮らしやすく、活動しやすい社会をつくっていくことが重要な課題となっています。こうした社会をつくっていくためのキーワードが「ユニバーサルデザイン」です。

ユニバーサルデザインってなに？

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」です。年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設・製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

語源 = universal・普遍的な、すべての人々の、全世界の
design・計画、構想、設計。

静岡県では、住む人も訪れる人も快適と感じる「快適空間しずおか」を実現するために、ユニバーサルデザインを県政の基本的考え方として「しずおかユニバーサルデザイン行動計画」に基づいて推進しています。

この計画では、ユニバーサルデザインを5つの柱に分類しています。

- (1) ユニバーサルデザインの考え方の普及「こころ」
- (2) すべての人が暮らしやすいまちづくり「まち」
- (3) すべての人が使いやすいものづくり「もの」
- (4) すべての人に配慮したサービス・情報の提供「サービス・情報のUD」
- (5) すべての人の社会参加の促進

埼玉県では、政策部文化振興課で、「ユニバーサルデザイン」の推進をハード・ソフト両面からとらえて実施しようとしている。

その推進方針を定めるため、「埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針（素案）」を作成し、ユニバーサルデザインによるまちづくりの第一歩を踏み出した。この素案に対し、「埼玉県県民コメント制度」を利用して2001年10月16日～11月30日までの間で県民の意見を募集し、推進基本方針を策定し、それにもとづき今後、全庁的な取り組みを始めていく。

このように、都道府県を中心に「ユニバーサルデザインによるまちづくり」は始まっており、これは市町村にも広がっていくであろう。

4. ユニバーサルデザインによるまちづくりに向けて

ここまで、ユニバーサルデザインの歴史、一般的な概念や現在の動きについて見てきた。それらを踏まえて、以下でこの研究会の研究課題の設定を行った。

まず、研究会としての概念整理を行い、そこから課題設定を行うこととした。

①研究会でとらえる「ユニバーサルデザイン」

現在、ユニバーサルデザインの「デザイン」という言葉から受けるイメージのため、自治体内部ではハードセクションの業務として位置づけられている場合が多く見受けられる。実際、最初に述べたように、この研究会に参加したメンバーの大半が、ハードセクションの職員であったことからわかる。

しかし、これまで見てきたように、「ユニバーサルデザイン」とはアメリカにおける公民権運動の流れの中で生まれた人権に基づく発想である。

他方、ヨーロッパでは、「ユニバーサルデザイン」という言葉をあまり使用することはない。アメリカで生まれた「ユニバーサルデザイン」という言葉には7原則でとらえられている「製品」というイメージがオーバーラップするためである。ヨーロッパのとらえ方は、文化を尊重し、ゆるやかな関係を保ちながら、自然な形で「ユニバーサルデザイン的な思想」を高めていくものである。

静岡県はこれらを認識した上で、まちづくり全般にその視点を入れて行こうとしている。

私たちの研究会では、時代背景や研究会での議論を通じて、アメリカ的な人権にもとづく発想とヨーロッパ的な文化に根ざした発想とを併せ持つことこそが、行政サービスに「ユニバーサルな視点」を入れ、まちをデザインしていくことにつながるの思いを強く持った。このことから私たちは、「ユニバーサルデザイン」を、ハード面・ソフト面のいずれにも当てはまる考え方としてとらえ、

ユニバーサルな視点：普遍的な、だれにでも必要な考え方 これまでのまちづくりの延長線上にある取り組み
--

という認識を持ち、次のキーワードをもとに研究を進めていくことにした。

キーワード

さりげなく、だれにでもやさしい

これまでも、自治体はきれいなまちづくりや潤いのある住みよいまちづくり、福祉のまちづくりなど「ユニバーサルなまちづくりの方向」を向いていたのは間違いない。ユニバーサルデザインがバリアフリーを超える新しい発想のようにとらえられがちだが、決してバリアフリーの発想が間違っているのではなく、既存のものが持つバリア（障壁）をフリーにする（取り除く）ことも重要なことである。

研究会では、単にバリアフリーやユニバーサルデザインなどの言葉の解釈に留まるのではなく、「さりげなく、だれにでもやさしい」まちづくりを実現するための検討を加えていった。

②研究テーマの設定

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、ユニバーサルな視点の切り口から見るまちづくりにほかならない。

「まちづくり」に必要なものは何かと考えたとき、そのまちで生活する人たちの意識、道路や建築物すなわち住宅・学校・駅舎・商店などの日常生活上欠くことのできないものなど、まちを構成する全ての要素である。

「まちづくりの対象」とは何かと考えたとき、市町村域で暮らす人、活動する企業・商店主・住民団体・NPO団体・学生などで、その関わりは昼間の住民であったり、夜間の住民であったりと幅広い。市町村域で暮らす人は年齢・障害の有無・性別・国籍など、様々な特性を持っている。

まちに出ると設計者の自己満足としか考えられないようなものや、使う人の立場に立って考えられていないような建築物などが多数ある。

まず、研究会ではメンバーの持つユニバーサルデザインへの調査関心項目を出し合った。それらの意見を、大別すると以下のとおりである。

分 類	調 査 対 象
公共空間に関すること	駅から施設へ・交通 誘導ブロック・歩道
公共施設に関すること	建物 玄関・トイレ 色・形・デザイン
サイン計画に関すること	人の導線 案内
情報に関すること	受発信 I T 公開 文章 文化・コミュニティ

これは日頃の業務での問題意識から派生したものであり、4つの切り口から「ユニバーサルな視点からのまちづくり」を検討するには最適であった。

- ・「公共空間」という道路・公園などのスペースの検討
- ・「公共施設」という様々な住民の使用を前提にした施設のあり方
- ・「サイン計画」は公共空間・施設をつなぐまちの導線
- ・「情報」はそれらを包括するまちづくりのキーコンセプト

これらを4つのグループワークで深めていった。

第Ⅲ章ではユニバーサルな視点から検証した結果を述べる。

第Ⅲ章 4つの切り口からみたユニバーサルなまちづくりの現状と考察

この章では第Ⅱ章で設定した「ユニバーサルデザインによるまちづくり」の4つの切り口をテーマに、その現状把握とこれから進むべき方向について考察していく。

なお、第Ⅱ章で設定した各テーマは大きなまちづくりのステージであるため、その領域の全てを研究するには、時間的・人力的制約から不可能であった。

そのため、この章で取り上げる各テーマとも、その領域から具体的な課題を抽出し、そのことについて詳細に研究を進めることとした。また、時間を有効に使うために、テーマごとにグループに分かれ、ワークを進めていった。

1. 公共空間：歩道・公園におけるユニバーサルデザイン

① 研究の概要

a 目的

公共空間のユニバーサルデザインを実現するには、設計や施工の技術向上はもちろん、実際に設計や施工に携わる人材の育成も重要である。すなわち、ソフト面の環境づくりと共に、ハード面の環境を整えることも必要である。しかし、公共空間のユニバーサルデザインは取り組みが始まったばかりの分野であり、その実現は今後の課題となっている。本研究では、具体的な基準や数値を示すのではなく、従来の設計の視点を変え、新たな視点を見つけ出すことで、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共空間の実現を検証していく。

b 研究の経過

(以下の図表中の「UD」は「ユニバーサルデザイン」の略である)

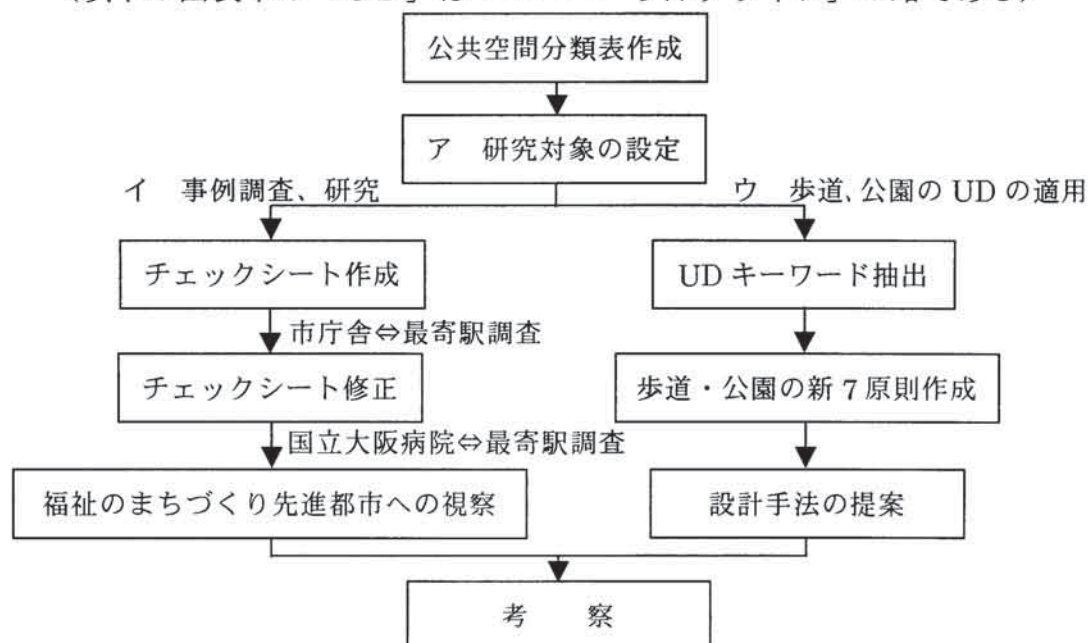
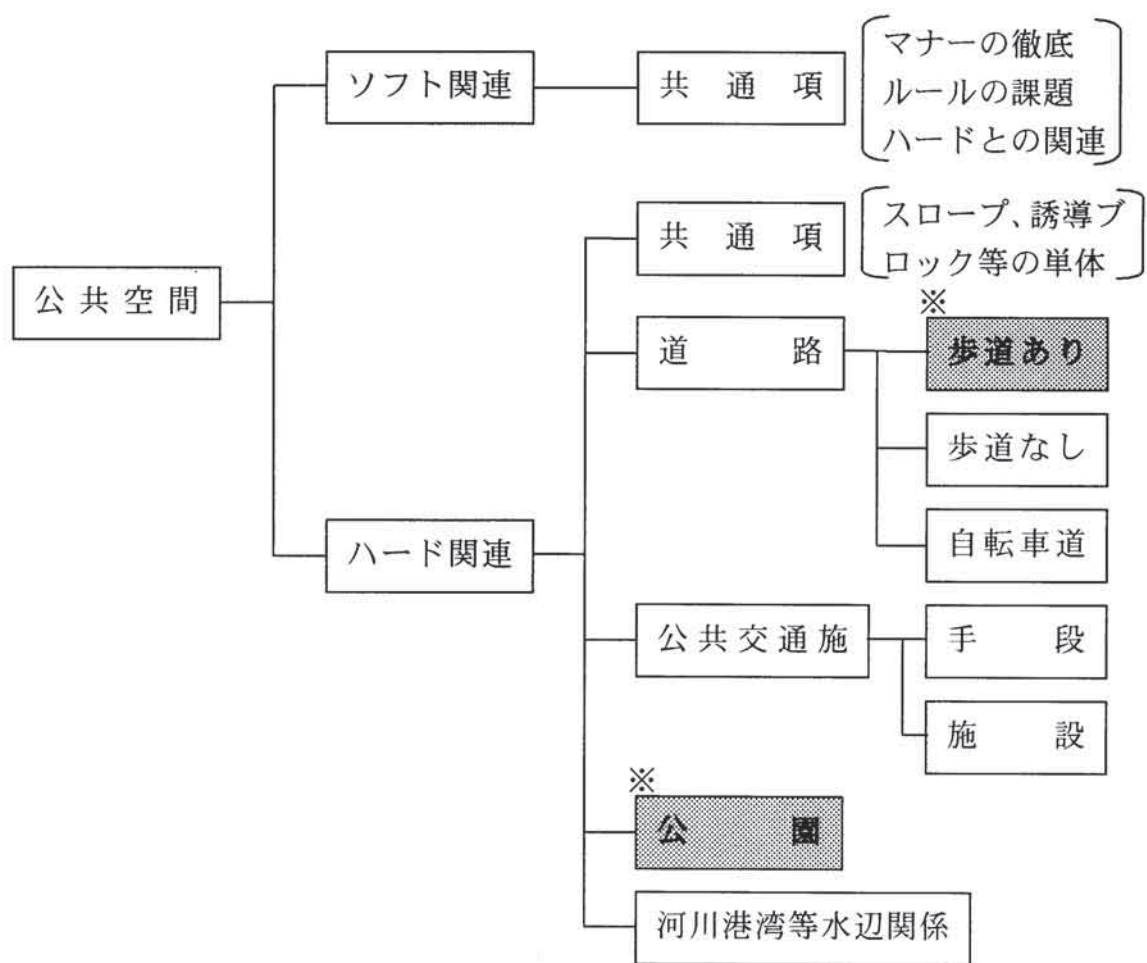


図1 公共空間チーム研究フローチャート

ア 研究対象の設定

研究対象の設定のため、身近な公共空間にはどのようなものがあるかを出し合い、図2を作成し公共空間を分類した。この作業を通じて、公共空間の曖昧なイメージを、把握しやすいように分類したが、図以外にも様々な空間が含まれるということが確認できた。図2は、公共空間の中でも、主にまちづくりの対象となるものを整理したものである。その中から、研究対象を「歩車共存の歩道（以下歩道）及び公園」とした。

公共空間は無限の空間であり、その全てをとらえることは不可能である。しかし、ある限定された空間のユニバーサルデザインの基本的な考え方さえ確立し、共通の部分を見れば、その原理は無限の空間にも適用可能であると考えたからである。限定した空間を「歩道及び公園」に研究対象を絞り込むこととしたのは、日頃の業務や問題意識からである。



※公共空間の研究対象

図2 公共空間の分類

次に、研究の進め方であるが、ユニバーサルデザインの理念を「歩道や公園」にどう適用していくのか、また、その設計手法についての提案を目指し、ユニバーサルデザインチェックシートを作成し現況調査と並行して作業を行い、できるだけ机上論にはならないよう注意した。

イ 事例調査、研究

現況調査のための準備作業

歩道を移動する時、何が障壁になっているのか、また、どのようなものが必要なのかを出し合い、チェックシートを作成した。

(表1)

現況調査の実施

…… 〈調査1〉対象：市役所⇄最寄駅

調査は、最寄の駅から様々な人の利用がある市役所までの道のりを対象にした。その際、チェックシートの調査箇所・部位の有無と現況を記入するとともに、備考欄に気付いたことをメモした。

表1 チェックシート（参考資料1の抜粋）

	調査箇所・部位	有無		現況	備考
2	歩道				
	幅員 有効			(m)	
	最高			(m)	
	最低			(m)	
	平均歩道面の凹凸	無	有		
	縦断勾配	無	有		
	段差	無	有		
	舗装すべりにくさ	無	有	材質 ()	
	防護柵	無	有		

チェックシートの整理

調査箇所・部位の有無、現況、備考欄のメモ等についての整理を行った。結果として、設定した箇所・部位の多くに障壁となるものが見受けられた。

実際にチェックシート作成と調査を実施してみると、勾配や幅員の数値、手すり・エレベーターの有無など、バリアフリーの視点でのチェックであり、ユニバーサルな視点が欠けていることがわかった。そこで、大阪府福祉のまちづくり条例の整備、誘導基準とユニバーサルデザイン7原則を加えた新たなチェックシートを作成した。(表2)

表2 チェックシート(参考資料2の抜粋)

	調査箇所・部位	有無	府条例整備基準	府条例誘導基準	
3	歩道				
	歩車道分離		マウンド・アップ・フラット	—	
	舗装表面の安全性		平坦滑りにくい	—	
	排水溝の安全確保		—	杖等落下防止	
	車止め設置の安全対策		—	要	
	車両出入口部		—	できるだけ平坦	
	幅員(有効)		90cm	140cm	
	歩道面の凹凸		—	—	
	防護柵		—	—	

	現 況	公平	自由	簡単	理解	安全	楽	大きさ	備考
	m～ m(平均)								

従来の7原則の適用

再度調査の実施 …… <調査2>対象：国立大阪病院～最寄駅

調査の結果

調査2ではユニバーサルデザイン7原則を適用したが、チェックが難しく、また、調査1と同じくバリアフリーの視点でのチェックがほとんどになることがわかった。従来の7原則のままでは、歩道や公園のユニバーサルデザインを考えるのは難しい。結果として、バリアフリーの視点で現場を調査してしまい、再度公共空間のユニバーサルデザインの議論を深めないと実現に近づけないのではと考えた。そこで、歩道や公園に合ったユニバーサルデザインのキーワードを見つけ出し、それをもとに歩道、公園の新7原則を作成した。

ウ 「歩道・公園」のユニバーサルデザインの適用

表3 歩道・公園のキーワード（参考資料3の抜粋）

	従来の7原則	公共空間(歩道・公園)の キーワード
原則1	誰にでも公平に利用できること	できるだけ同じルート 遠回りしなくてよい 自転車、車椅子通行可
原則2	使う上で自由度が高いこと	ゆっくり楽しんで通行 利用したくなる さりげない配慮がある 障害物がない
原則3	使い方が簡単ですぐにわかること	直感で理解できる 道に迷わない 勘違いさせない
原則4	必要な情報がすぐに理解できること	わかりやすく伝わる 効率よく伝わる 信号を見落とさない サインを見つけやすい
原則5	うっかりミスや危険につながらない デザインであること	すべりにくい 見通しをよく 転落、転倒防止 交通事故防止
原則6	無理な姿勢をとることなく少ない力 でも楽に使用できること	体に負担を少なく 勾配が0に近い 凹凸なし
原則7	アクセスしやすいスペースと大きさ を確保すること	操作しやすい位置 見やすい高さ 通りやすい幅

この表3のキーワードをもとに公共空間（歩道・公園）の新7原則を作成することにした。できるだけわかりやすい言葉で、歩道や公園に当てはまる新7原則をつくり、ユニバーサルデザインを少しでも身近に感じる表現をしている。ただ、原則は大きな枠組みであるので、新7原則だけでは具体的な内容に結びつきにくい場合がある。その時は表3のキーワードと関連付ければ、歩道・公園のユニバーサルデザインがイメージしやすいのではないかな。

表4 「歩道・公園」のUD新7原則

公共空間のユニバーサルデザイン新7原則
(歩道・公園)

- 一、誰もが同じルートを通ることができること。
(例) 遠回りしなくてよい動線計画。
- 二、利用する抵抗を感じさせず楽しさがあること。
(例) ゆっくり楽しめる利用したくなるような配慮。
- 三、ルールや説明が簡単にわかること。
(例) 直感的に理解できる計画、デザイン。
- 四、必要な情報が効果的に伝わること。
(例) わかりやすく伝わる。見つけやすい。
- 五、うっかりしていても事故につながらないこと。
(例) 信号、サインを見落とさない。転倒防止。
- 六、体に負担が少なく利用できること。
(例) 段差、仕上げ材への配慮。
- 七、利用しやすい幅員と大きさを確保すること。
(例) 通りやすく、操作しやすい。

以上のような研究経過を経て、「歩道・公園」のユニバーサルデザインの適用に成功した。このことをもとに、ユニバーサルデザインを取り入れた設計手法について次項で提案する。

②ユニバーサルデザインを取り入れた設計手法の提案

以下にユニバーサルデザインを取り入れた設計手法の提案を行う。その方法として、従来の設計との比較を用い、わかりやすくしている。

a 歩道上に高低差がある場合

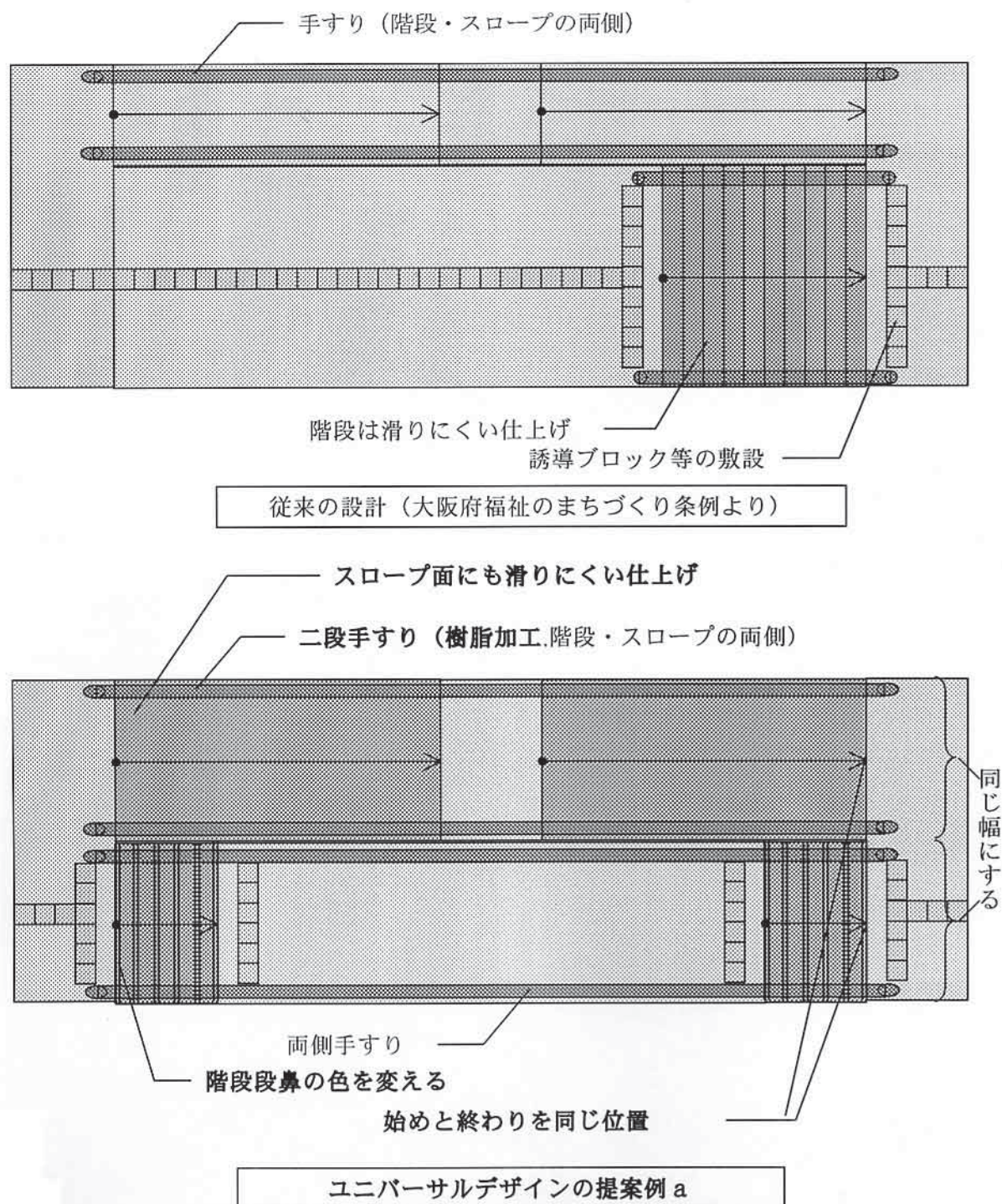


図3 歩道上に高低差がある場合（提案例 a）

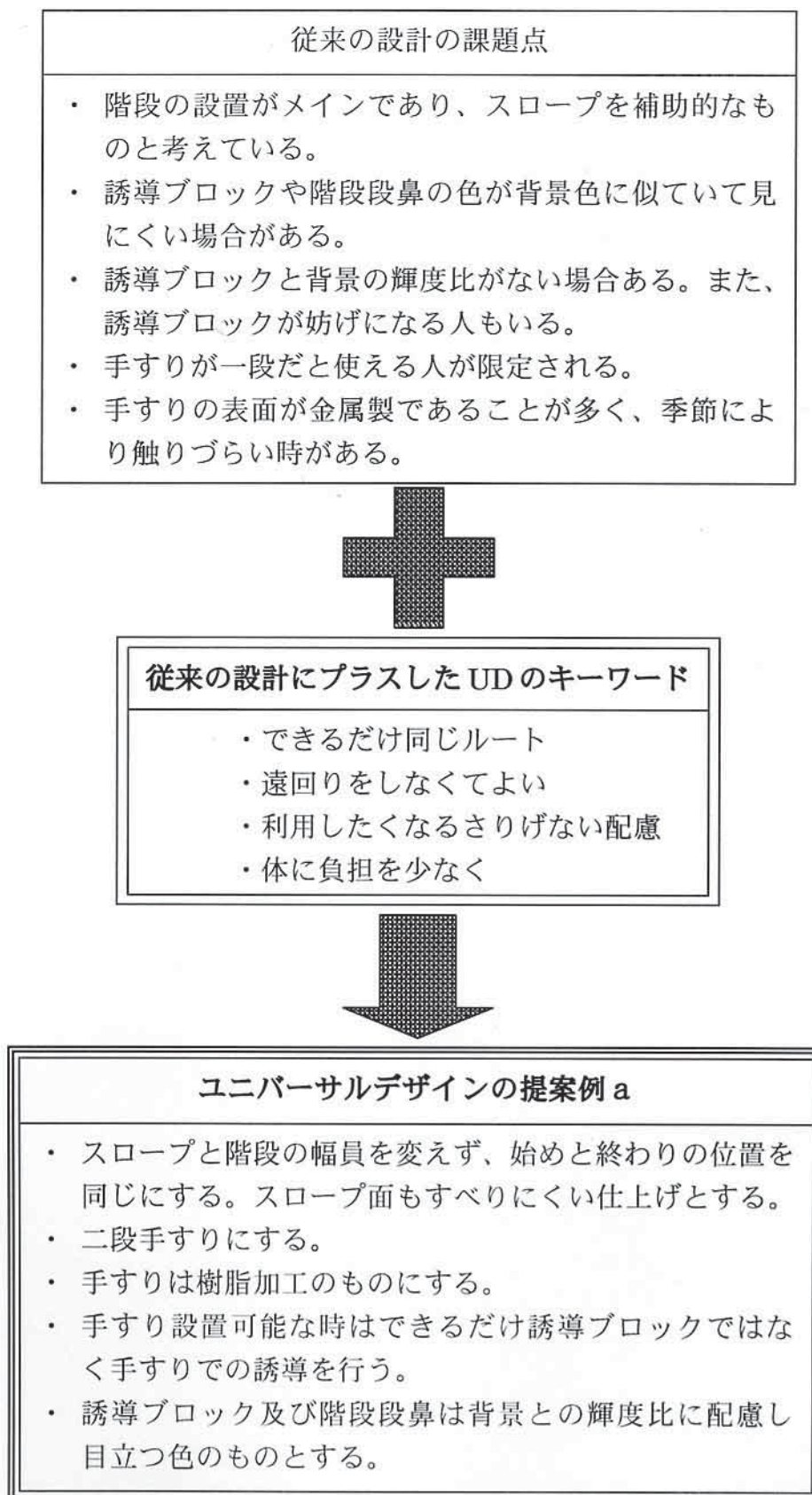
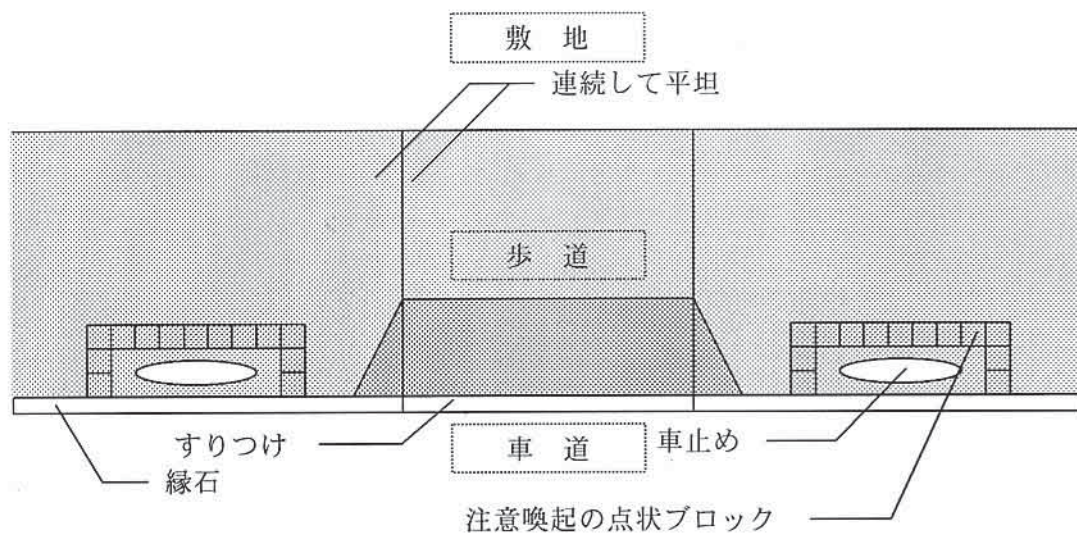
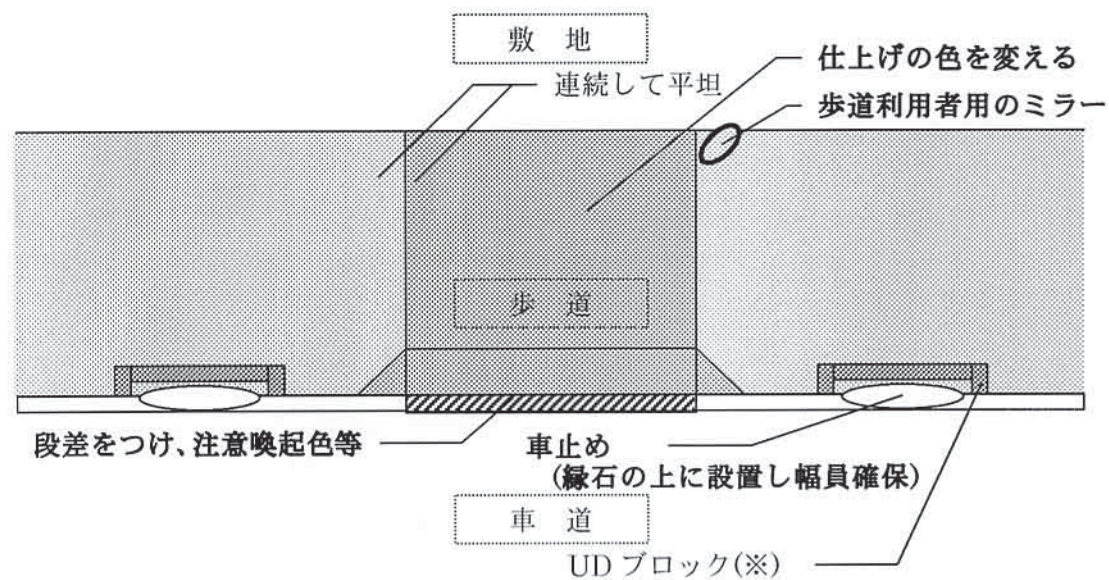


図4 歩道上に高低差がある場合（提案例 a）の考え方

b 歩道を車が横断する場合



従来の設計（大阪府福祉のまちづくり条例より）



※UD ブロックについては p 28～29 参照

ユニバーサルデザインの提案例 b

図 5 歩道を車が横断する場合（提案例 b）

従来の設計の課題点
・ 歩道と車道のすりつけにより、車を横断可能にしているため、車の横断速度が早すぎたり、縦断勾配がきつくなることもある。 ・ 誘導の意味合いを持たなくても点状ブロックを使うことがあり、注意喚起は可能でも一部の利用者には使いづらい場合がある。 ・ 車止めや電柱が歩道上にあり、幅員を狭くしている。



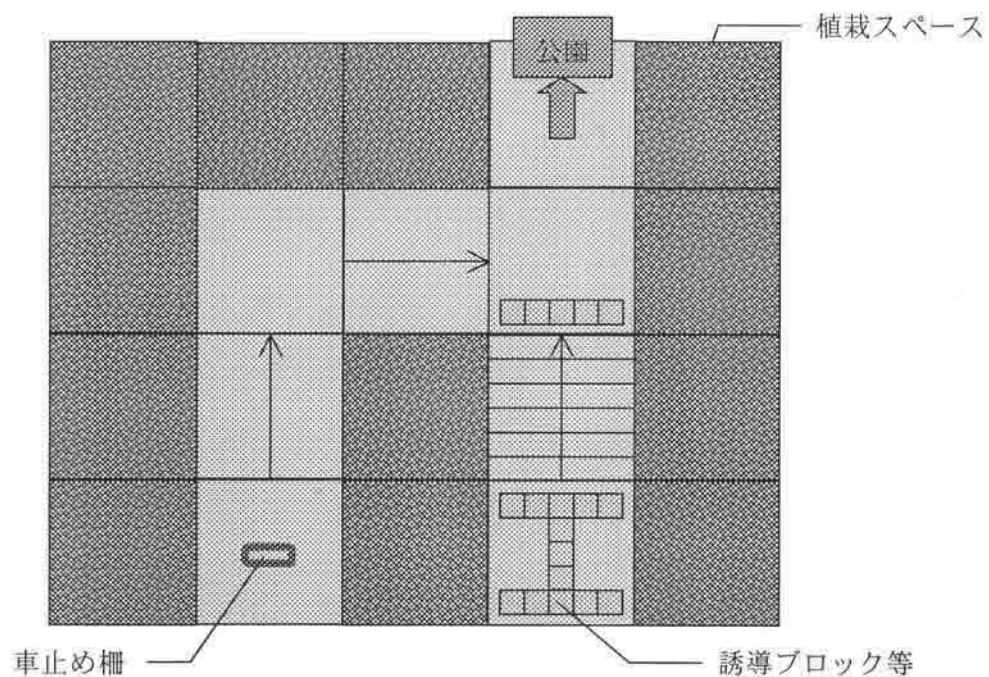
従来の設計にプラスした UD のキーワード
・ 利用したくなる ・ 交通事故防止 ・ 通しやすい幅 ・ 体に負担を少なく



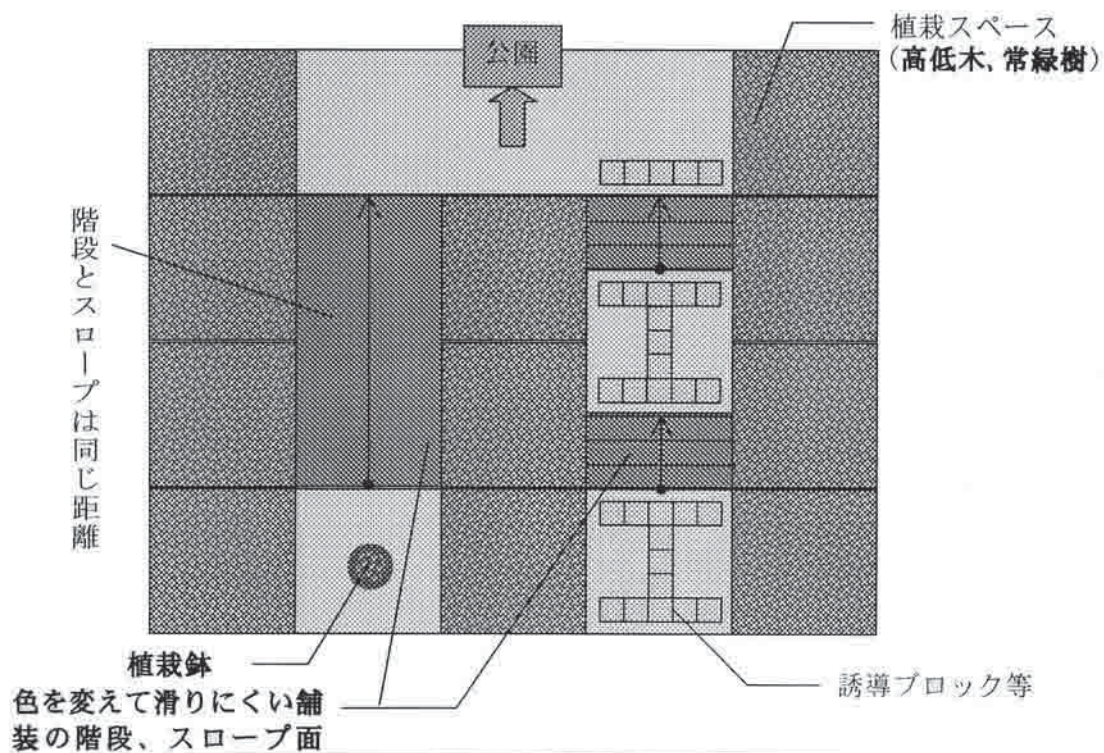
ユニバーサルデザインの提案例 b
・ 車路と歩道に段差をつけると、車の速度低下と歩道平坦部の幅員を最大に確保できる。 ・ 車横断部は歩道の仕上げ材の色を変えたり、歩道利用者のためにミラーを設置し注意を促す。 ・ 歩道上の障害物については点状ブロックを使わずに UD ブロックを使い障害物回避を図る。 ・ 車止めや電柱は縁石上に設置し、歩道幅員の確保を重視する。

図 6 歩道を車が横断する場合（提案例 b）の考え方

c 公園・広場アプローチ



従来の設計（大阪府福祉のまちづくり条例より）



ユニバーサルデザインの提案例 c

図7 公園・広場アプローチ（提案例 c）

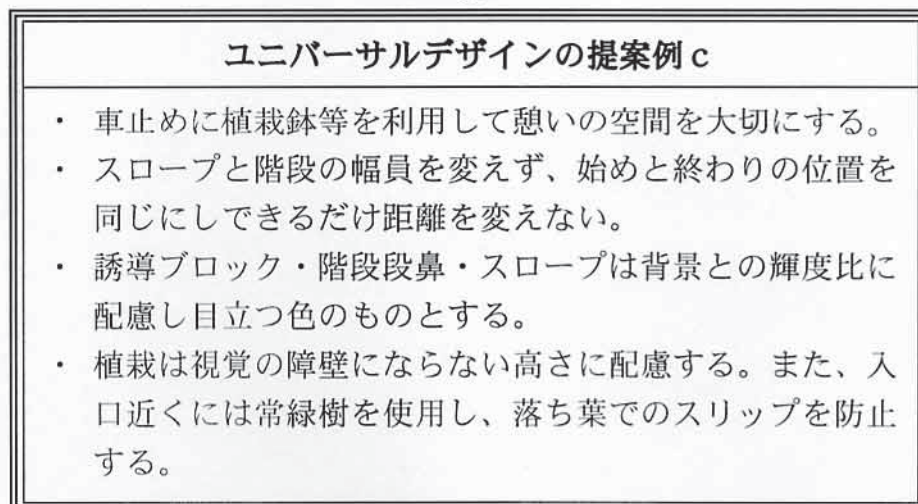
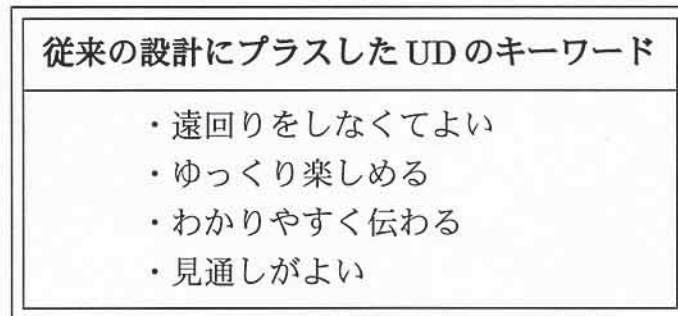
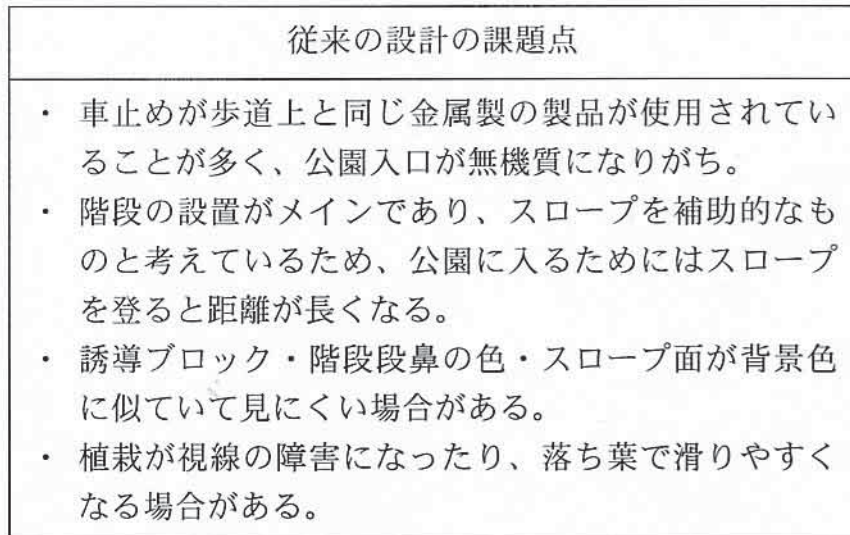


図8 公園・広場アプローチ（提案例c）の考え方

d 点状ブロック代替品「ユニバーサルデザインブロック」の提案

誘導ブロックは全ての人に有効なものではない。特に車イス利用者やベビーカー使用者にとっては、点状・線状ブロックの凹凸が障壁になり大変使いにくい場合がある。時には健常者にとっても危険なものとなる場合がある。誘導ブロックの凹凸形状は、視覚障害者が介助なしに歩行するのには有効であるとの結果は出ている。

しかし、視覚障害者の中でも多くを占めている視覚障害者にとっては、凹凸形状がなくてもよく、ブロックと背景の輝度比が誘導機能を果たしている。誰もが利用しやすいものではないからこそ、条例で誘導ブロック等敷設の整備・誘導基準が示されていても、現実には軽視されてしまい最低限の敷設で施工される場合が多い。連続性・輝度比があるゆえ、本来の機能が果たされるはずなのに、連続していなかったり、敷設方法が誤っていたりする。そのような場合、ブロックは全く意味のない敷設物になってしまい、歩道上にある迷惑なものになってしまう。

もし代替品があればもっと普及するのではないだろうか。そこで、点状ブロック代替品

として「ユニバーサルデザインブロック」を提案する。たとえば、グレーチング蓋を使い側溝排水を兼用しながら誘導機能を備えたものや、芝生等の植栽を利用して自然排水や憩いの外観を大事にできるようなデザインを取り入れたものなどを考えた。ただ、今回の提案では、実際に検

証を行っていないので、今後その必要がある。

実現可能なら、視覚障害者が敷設を望んでいる危険発生率の高い場所や「誘導の役割をもたない注意・警告を促す点状ブロック敷設箇所（提案例b）」に取り入れてみてはどうだろう。このような場合、点状ブロックは注意喚起の為の敷設であり、誘導の意味はもた

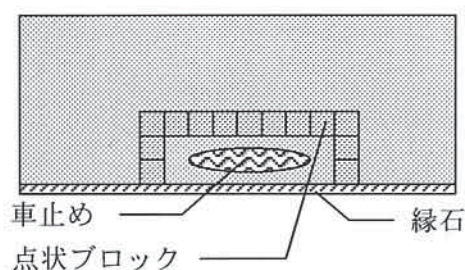


図9 従来の設計

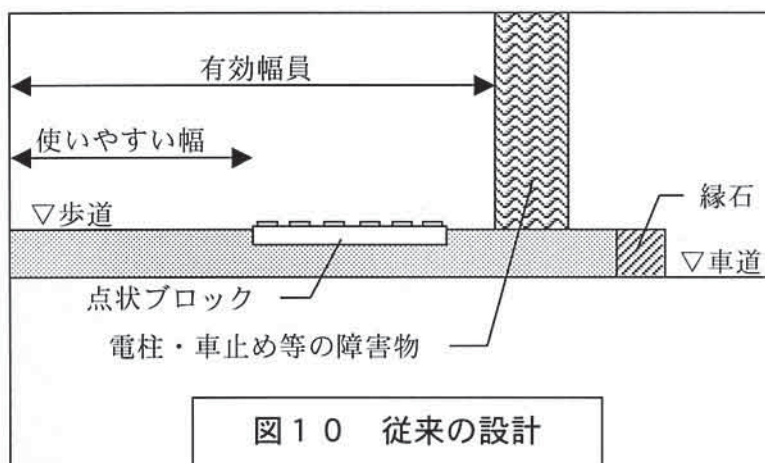


図10 従来の設計

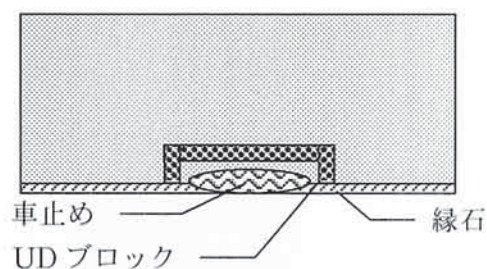
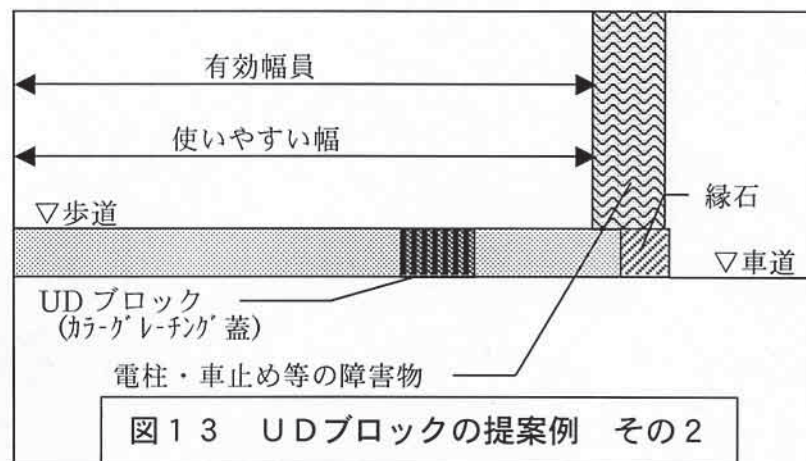
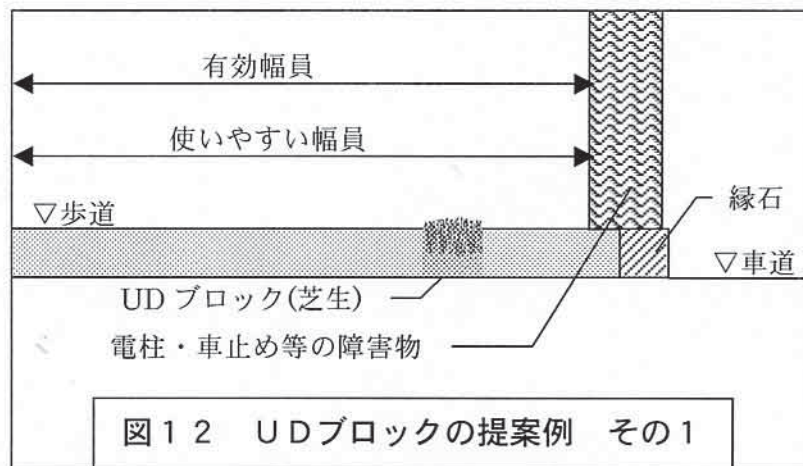


図11 UDの提案例

ない。もちろん、連続性も必要ではなく、障害物があるとの警告を促せばその機能は満足できる。そこで、「ユニバーサルデザインブロック」のようなデザインを採用すれば、歩道幅員を最大に有効利用でき、かつ、注意や警告を促すことができる。

こういう設計手法を持つことでユニバーサルデザインにつながる新たな発見をしてもらい、さらに細かい部位については個々の構造物ごとに考えられる設計ができるのではないかと提案する。



③公共空間（歩道・公園）のユニバーサルデザインの考察

前項で提案した設計手法がどのようにユニバーサルデザインと結びつくのか考察していく。まず、“できるだけ同じルート”や“遠回りをしなくてよい”というキーワードに着目してみる。提案例 a で紹介したように、従来の設計ではスロープや車椅子用エレベーターが補助的な移動手段としての位置づけが多く、これらを利用するには主動線と違う場所にあったりする。利用するために遠回りをさせられたり、遠慮がちに使用せざるを得ないような配置が多く見受けられる。また、反対に利用者を高齢者や障害者に限定した設備である場合、健常

者の使用が阻害される。この点は、ユニバーサルデザインの視点からは見直す必要がある。健常者でも、スロープやエレベーターを公平に利用できる計画が当初からあれば、遠回りをするのではないだろうし、利用しやすい位置に設置されているはずである。先の提案ではその点を議論し、階段とスロープは始めと終わりを同じ位置に設定し、幅員も変えることなく利用者が自由にルートを選ぶことができる提案をしている。この提案を基本的な考えとして常に配慮することが、ユニバーサルデザインの一步である。

また、階段やスロープは転倒や落下が考えられる可能性が非常に高い場所である。特に階段は薄暗くなると、健常者でも階段の踏み面がわかりにくくつまづくことがある。このような事故を少しでも減らすには、ちょっとした配慮が大きな効果を発揮することが多い。たとえば、階段踏み面やスロープ面をゴムチップ舗装に仕上げて防滑性能を高め、色を変えたり段鼻の材料に輝度比を持たすことで注意喚起が可能になる。また、手すりは一段ではなく二段手すりにし、季節により熱かったり冷たくなる金属製のものを避ければ、多くの利用者が使用しやすいものになる。



図14 段鼻が目立つゴムチップ舗装、二段手すりを設けた階段
(横浜市笹下歩道橋)



図15 スロープ面も平坦部と色を変えゴムチップ舗装、二段手すりを設置
(横浜市笹下歩道橋)

次に、歩道を車が横切る場合はすりつけされている場合が多く、そうになると縦断勾配が必要になり、有効幅員は確保されているが斜め状態の歩道を街中でもよく見かける。すりつけは車のための配慮であり、歩道利用者には不必要なものだと考えると、すりつけするのではなく、ある程度段差を設けることで、最小の縦断勾配にでき、かつ、車の横断速度低下を図ることが可能になる。ただし、車が速度を落さずに横断する場合を考えて、この段差には注意を促す配慮が必要となる。しかし、縦断勾配をなくしても歩道上には車止めや電柱など

の障害物が存在し、利用者の障害となっていることが多い。東京都世田谷区梅ヶ丘周辺ではこの部位を重視し、電柱・防護柵を縁石上に設置することで解決している。縁石上に設置することにより、注意喚起の役目をする点状ブロックの必要性がなくなり、幅員も大きく使用できるかなり有効な手段だと思われる。また、障害物のために点状ブロックが必要でも、「ユニバーサルデザインブロック」の概念を利用すれば、だれもが使いやすい幅員を更に大きく確保できる。

公園へのアプローチでは、公園は憩い・癒しの空間であることを大切にして、できるだけ無機質な設計は避けるべきとの提案をした。具体例cにあるように、公園に車が入らないように金属製の車止めを設置する例は多く、その役割は理解できるが、入口部分でそのような光景は公園には似合わず、利用者に疎外感を与えてしまう。そこで、植栽鉢等の設置により車止めの機能が備わることで、利用者へのさりげない配慮が実現する。さらに、公園の入口付近は利用者が集中することを考え、植栽には見通しが良い低木もしくは高木を植え、樹種は常緑樹を選定し落ち葉で転倒することのないよう提案をしている。このような配慮が危険防止とサインの見落としをしにしないことに生かされ、また、公園と歩道に一体感ができ気軽に利用することができる。



図 1 8 植栽を車止めに利用
(世田谷区北沢川緑道)



図 1 6 すりつけ部に段差
と注意喚起色



図 1 7 縁石に電柱と防護柵
を設置 (世田谷区梅ヶ丘周辺)

しかし、提案してきたプランの通りには施工ができない場合はどうするのか。提案では、敷地に余裕がある場合しか想定しておらず、実際の施工では地形的に高低差があったり、道路幅員が狭く提案通りに出来ない場合が多い。前者のように地形的に高低差があると、規定の勾配のスロープを設けることは不可能である。このような場合、たとえば坂の途中にちょっとした休憩スペースであるベンチと屋根を設置するなどの方法はどうか。一気に坂を登り切れなかった高齢者が、休憩スペースを目指して登ってくれるかもしれない。誰もが楽に登れる坂ではないが、できるだけ多くの人が利用できるような配慮をすることがユニバーサルデザインの基本だと提言する。

今回提案したものは「歩道であり、公園へのアプローチ」部分までである。これらの設計手法を念頭に置き、多くの人が利用できる配慮を進めていく上で重要なのは利用者の立場である。視察報告編4で述べているように、実際の公園整備については、自治体が一方向的に考えていくのではなく、住民ワークショップ等により、本当に住民が利用したい公園の設計、そこに行くまでの動線であるアプロ



図19 ベンチの横にゴミ箱と、水飲み場を設置（臨海副都心お台場周辺）

ーチや歩道などを含め、住民の手で形にしていくべきである。そのワークショップの機会には自治体が準備を行い、住民では手に入れない情報を提供することで、本当に必要なものを住民に選択してもらう。その選択を設計に取り入れて公園をつくっていく。このような作業がユニバーサルデザインによるまちづくりにつながるはずである。設計手法の提案だけでなく、住民への情報提供とその調整役は自治体であるとの認識を大切にしていけるべきである。公共空間の中の「歩道・公園」に限定して研究を進めて来たが、「住民の手で形にしていく」という共通項も発見されることとなった。

2. 公共施設：庁舎建築におけるユニバーサルデザイン

(大阪府内44市町村の調査より)

①目的

誰もが豊かに暮らせるまちの実現には、「全ての人が抵抗なく利用できる建物」の整備は欠かすことができない。

それには、自治体が先頭を切って模範となる整備を進め、社会全体の意識改革を図る必要がある。

公共施設は、不特定多数が利用する施設であり、耐震性の確保や利用しやすい整備に努めるなど、民間建物の先導的な役割を担っている。その中でも市町村の庁舎は住民だけでなく業者や各種団体関係者など、様々な人々が出入りする施設である。

市町村の庁舎に来た人は、最初に庁舎の敷地に入る。そして、その目的に応じた場所へ移動をする。初めて来た人は、まず玄関の位置を探す。次に庁舎内に入り目的の場所がどこにあるのかを探す。庁舎を利用する不特定多数の人が迷わず用事を済ませることができるかどうかで市町村の住民への姿勢が見えてくる。また、その姿勢は市町村の他の公共施設整備への姿勢に反映されるであろう。

公共施設のユニバーサルデザインを考えるため、市町村の庁舎、特に玄関廻りの整備状況を単にハード面での整備状況ではなく、ソフト的な視点を取り入れながら、調査・検証する。

②調査方法

調査方法として、自治体の取り組み状況を把握し、その評価を行うことから見えてくるものを探った。

大阪府内44市町村の庁舎に出向き、調査を行った。

調査にあたっては、考察するポイントを絞ったチェックリストを作成の上行った。(参考資料4)

このチェックリストは、バリアフリー的要素とユニバーサルデザインの要素から現場で気付いた点を記入する方法とした。持ち帰って議論する材料として利用するためである。

調査の範囲は、前面道路の敷地境界から出入り口までのアプローチ(場合によっては前面道路の状況も)と出入り口から案内窓口等までに限って行った。

正面玄関だけに限らず、来庁者が出入りすると思われる出入り口とアプローチについても調査の対象とした。ただし、サインについての詳細は次項で報告するので、特に気付いた所のみを対象とする。

③調査結果

a アプローチ

徒歩で来庁した場合は道路から正面玄関まで、また、車で来庁した場合は駐車場への誘導、駐車場から最寄りの出入り口まで障害になる事項の有無について調査した。

地形の状況などからやむを得ず道路から玄関までで高低差が生じているものを除いて、明らかに建物の設計により大きな高低差を生み利用者に不便を生じさせている庁舎、地域巡回バスが正面玄関前に停車するにもかかわらず植え込みの為に来庁者を遠回りさせている庁舎、ほとんどの一般利用者が利用しない位置に立派な正面玄関を配置した庁舎など、利用者への考慮に欠けている庁舎があった。

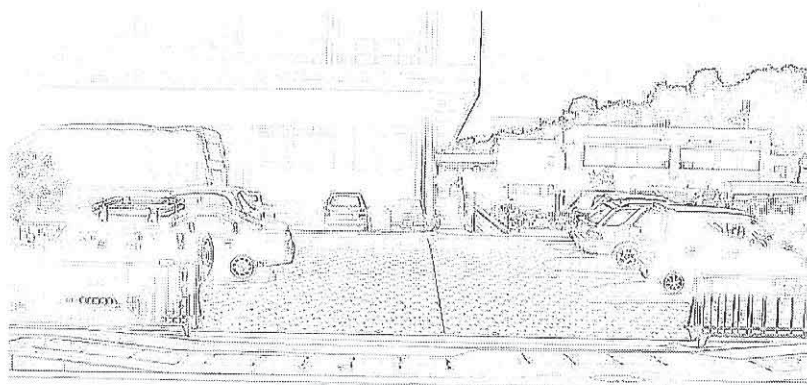


図1 傾斜地にある例



図2 スロープの仕上げがガタガタで車椅子では通れない例

一方、利用者に対し、十分な配慮がされている庁舎もあった。道路と玄関と

の高低差のない庁舎（最近建築されたものに多い）、水辺や緑地を配置し利用者のみならず近隣住民にも憩いの場として提供している庁舎などがあった。



図 3 - 1 歩道と敷地が
一体になっている例



図 3 - 2 緩やかな勾配の歩道の例



図 3 - 3 ゆとりのある例



図 3 配慮されているアプローチ

表 1 アプローチの状況

高低差がない	14自治体
高低差はあるがスロープなどで処理	28自治体
設計、動線計画に問題あり	11自治体
歩車分離がなされていない	9自治体

b 屋外誘導ブロック

設置されていない庁舎があり、玄関廻りの一部にしか設置されていない場合や途切れている誘導ブロックも多く見られた。大きさについても15cm角、20cm角、30cm角とまちまちで、形状も警告ブロック、誘導ブロックの使い方が間違っている所があった。また、設置されていてもデザイン重視で床材と同系統色で設置されている庁舎もあった。破損した状態のまま放置していたり、灰皿等の障害物を置いていたり、管理する側の意識にも問題が多い。大きさ、形状もまちまちで視覚障害者の利用に不便を生じさせている。

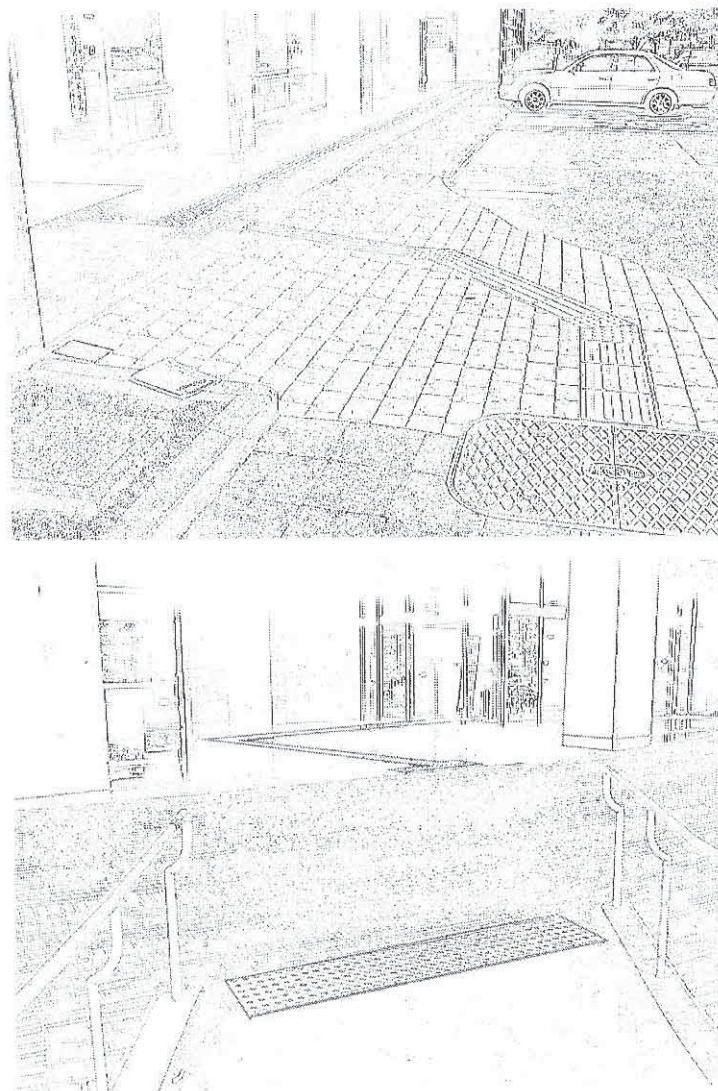


図4-1 途切れている例



図4-2 スロープに誘導ブロックを設置している例

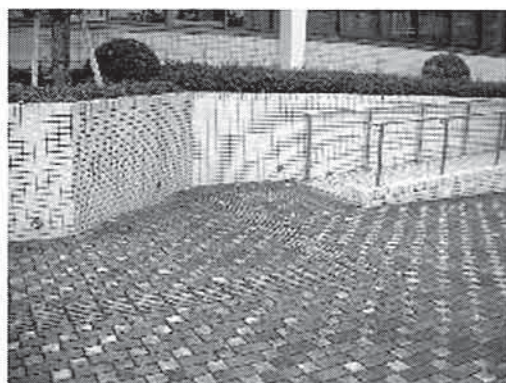


図4-3 黄色の誘導ブロックを設置していても対比できない例

図4 問題のある誘導ブロック

表2 誘導ブロックの設置状況

設置なし	4自治体
敷地外からの連続性なし（玄関廻りの一部のみ）	8自治体
色調が同じで認識しづらい	5自治体
色調に変化があり認識しやすい	31自治体
障害物等が置かれている	3自治体
マンホール等で連続性がとぎれている	7自治体
メンテナンスがなされていない（破損等）	3自治体

c 屋外スロープ

後から設置したと思われる庁舎が多いようだ。そのため、利用者の立場を考慮せず、定められた基準を満たすために設置されている庁舎が多かった。

階段とスロープが同じ場所に設置されているため、健常者も無意識のうちに利用していた。

折り返しのスロープは健常者もほとんど利用していない。

より幅広く対応できる二段手すりが設けられている庁舎は少なかった。